

## 佐賀県告示第 144 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託した。

令和 8 年 5 月 12 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	住所又は事務所 の所在地	指定年月日	委託年月日	対象となる歳入 等又は歳出
西九州茶農業協同組合 連合会	嬉野市嬉野町 大字下野丙 1783 番地 1	令和 8 年 3 月 13 日	令和 8 年 4 月 14 日	佐賀県茶業試験 場が生産した茶 の販売に係る収 入金の収納